

「令和8年度プリンター用トナーカートリッジ等の購入(単価契約)」に係る質問・回答書

中国四国農政局会計課

番号	質問	回答
①	契約書(案) 第4章第24条について、プリンターメーカーによる価格改定があった場合などに、価格改定協議を行うことは可能でしょうか。	協議を行うことは可能です。 受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約変更について申出があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応します。